

56 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進

(1) 平和を尊ぶ心を育む

●平和推進事業

平和を尊ぶ心を育み、人々へ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している（宣言文は裏表紙参照）。また、平成7年に光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。

1 平和祈念コンサート

音楽や戦時体験の講演等を通して世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で、平成4年度から実施している。

6年度は、8月1日に練馬文化センターで開催した。出演者は西村悟氏（テノール）。音楽演奏のほか、区内在住の加藤順康氏を招き、墨田区の両国で経験された東京大空襲について、当日の町の様子や、家族と共に空襲から逃れたときの状況などを語っていただいた。また、友好都市である中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージを披露した。

2 平和祈念パネル展

6年8月3日から8月15日に石神井公園ふるさと文化館および区役所アトリウムで、東京大空襲、原爆投下、戦時下の練馬等を写したパネルやポスターを展示した。

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

●人権尊重の理解を深めるための啓発

平成28年に「障害者差別解消法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が、31年には都が「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を施行し、多様な個性を持った人々が、違いを認め合い、自由に参画し、支え合う社会を作るための法令整備が行われている。

しかし、いじめや虐待、配偶者による暴力など、相手の人権を考えない行為が後を絶たず、また、公共施設への差別的な落書き、街頭宣伝でのヘイトスピーチなど外国人や同和問題に対する差別行為が発生している。

5年に区が実施した「人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査」では「人権侵害や差別を受け

た経験がある」と答えた区民の割合は、34.1%であった。区はそれらを踏まえ、差別を許さないという認識のもと、周知・理解促進に取り組んでいる。

1 人権啓発事業

(1) 人権週間行事

毎年12月の人権週間に合わせて、講演や映画の上映、中学生による人権作文の朗読等を行っている。6年度は映画「ばけますから、よろしくお願ひします。～おかえりお母さん～」の上映と映画監督の信友直子氏による講演「認知症の母が命懸けで教えてくれたこと」、人権作文の朗読を練馬文化センターで行い、参加者数は延べ477人であった。

また、区役所アトリウム、男女共同参画センターえーる、子ども発達支援センターで女性や子ども、犯罪被害者やその家族等、さまざまな人権問題についてパネルやポスターを展示した。

(2) 人権セミナー

さまざまな人権問題に関して正しい知識を持ち、人権を意識して行動できるようにするため、人権セミナーを開催している。6年度は、講演2回、フィールドワーク1回、映画上映1回を行い、参加者数は延べ129人であった。

(3) 啓発DVDの貸出し

団体の研修会や個人等に対し、同和問題等の啓発DVDを貸し出している。

(4) 区報による啓発

毎年、5月3日の憲法記念日と12月の人権週間にあわせ、人権についての啓発記事を掲載している。

(5) 啓発用小冊子の配布

20歳を迎える区内在住者に向けた人権啓発として、小冊子「自分らしくGO!!!」を作成し、「二十歳のつどい」で配布した。

(6) L G B T等の理解啓発

性の多様性の理解促進のため、L G B Tパネル展を実施した。また、思春期の子供を持つ保護者向けのリーフレットを、区立中学校へ配布した。

2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

平成21年3月に「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定し、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

区の窓口での二次的被害を防止する取組として、22年2月に「犯罪被害者等支援の手引」を作成した。

さらに、3年度には「窓口対応力向上の手引」への掲載により、犯罪被害者等の立場を理解し適切な対応を行うことを職員へ周知した。

6年度の人権パネル展は、区内三警察署および(公社)被害者支援都民センター協力のもと、犯罪被害者等支援に関する展示を拡大し、区内3か所で行った。

3 職員研修の充実

職員がさまざまな人権問題を正しく認識し、職務を行ううえで適切な対応が行えるよう、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」に基づき、職員研修を実施している。

4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進するため、昭和48年4月に厚生文化会館を開設した。地域住民の身近な施設として親しまれ、相互交流を深めるために、「けやきまつり」等の事業を行っている。

施設には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブのほか、人権図書コーナーがあり、人権に関する資料・図書の収集、貸出しを行っている。

区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

●第6次練馬区男女共同参画計画

性別、人種、年齢、職業や働き方、価値観など、人と人との違いを認め合い、自らの希望に沿った生き方を選択できる社会を目指し、「第6次練馬区男女共同参画計画～一人ひとりが自由に輝くまちプラン～(計画期間7～11年度)」を7年3月に策定した。

計画は、「男女共同参画社会基本法」の定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める「市町村基本計画」、「女性活躍推進法」に定める「市町村推進計画」に該当するものである。

公募区民、団体代表や学識経験者などで構成する男女共同参画推進懇談会が、区内における女性活躍推進等に関して検討を行っており、6年度は、「第6次練馬区男女共同参画計画」の策定に取り組んだ。

●男女平等意識を高める啓発事業

1 男女共同参画の集い・ねりまフォーラム

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。平成10年度から、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施している。6年度は、生涯学習センターで映画「グリーンブック」の上映会を開催し、参加者数は209人であった。

2 女性の日・男女共同参画週間・国際男性デー

4月10日の「女性の日」、6月23日から29日までの「男女共同参画週間」、11月19日の「国際男性デー」にあわせ、女性の活躍やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)など、男女共同参画に関する理解を深めてもらうためのパネル展示を行っている。

3 啓発冊子の発行

男女共同参画情報紙「MOVE」(年2回発行)において、テーマ「働きやすい職場」(Vol.55)、「性暴力」(Vol.56)を特集し、また「女性手帳」等の冊子を発行した。



(男女共同参画情報紙「MOVE」
Vol.55
特集テーマ「働きやすい職場」)

●配偶者等暴力被害者への支援と性暴力等の防止

1 練馬区配偶者暴力相談支援センターの運営

平成26年5月から練馬区配偶者暴力相談支援センターを運営している。

配偶者暴力相談支援センターが持つ各機能(相談、一時保護、DV証明書の発行、生活支援等)を総務部人権・男女共同参画課と福祉部の各総合福祉事務所が担いつつ、関係各課と連携して被害者支援に取り組んでいる。

2 女性や若年層への暴力等の防止に関する啓発

(1) 女性に対する暴力をなくす運動

11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの女性に対する暴力をなくす運動実施期間に、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図る啓発事業を実施している。

6年度は区役所本庁舎および男女共同参画センターで、配偶者からの暴力や性犯罪・性暴力被害防止の啓発パネルを展示し、合わせて相談窓口を記載したリーフレットの配布を行った。

男女共同参画センターでは、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、パープルライトアップも実施した。

(2) 啓発用小冊子の発行

20歳を迎える区内在住者向けに、ハラスメントやデートDV等の啓発小冊子の配布や、小学校1

年生の保護者向けに、子どもの性暴力被害についての啓発小冊子の配布を行った。

(3) 出前講座

中学生を対象とした「デートDV防止講座」を区立中学校3校で実施した。

●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、昭和62年4月、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与することを目的に、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。

22年4月からは、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として男女共同参画センターに名称を変更した。

なお、20年4月に、区民公募により施設の愛称を「えーる」と定めた。

施設には、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどがあり、施設の貸出しも行っている。また、センターで実施する講座に子どもを持つ区民が参加しやすいよう、保育室を設置している。

30年4月には女性のための就活応援コーナーを開設し、就職活動に役立つ資料を揃えている。

3年1月には視聴覚室および会議室、4年4月には図書・資料室、5年9月には全部屋に無料Wi-Fiを整備した。

また、広報紙「えーるだより」を年4回発行している。

〔事業実施状況〕

(単位：人) 6年度

| 事業名 | 講座数 | 参加者 (延べ) | 保育人数 (延べ) |
|----------|-----|-------------|--------------|
| 男女共同参画講座 | 21 | 757 | 39 |
| 区民企画講座 | 10 | 242 | 13 |
| 出前講座 | 2 | 1,244 | — |
| 映画上映会 | 2 | 187 | 7 |

〔施設利用状況〕

(単位：人) 6年度

| 施設 | 利用者 |
|-------|--------|
| 会議室 | 6,891 |
| 視聴覚室 | 12,769 |
| 和室(大) | 4,542 |
| 和室(小) | 3,407 |
| 第1研修室 | 8,551 |
| 第2研修室 | 4,710 |
| 第3研修室 | 6,335 |
| 録音室 | 3,125 |
| 保育室 | 8,033 |
| 合計 | 58,363 |

1 えーるフェスティバル

男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、区民が自由に参加・交流できる場の提供を目的として、毎年6月に実施している。

6年度は、「来て！見て！感じて！」をテーマに、6月15日から16日まで開催し、延べ1,130人が参加した。

〔特別講演会〕

- ・子どもに伝えたい！人権って何？（弁護士 菊地幸夫）

〔ワークショップ〕

- ・困難女性支援法スタートの意義をみんなで考えよう！
- ・未来へつなぐ子どもと学ぶ防災
- ・子どもと一緒に人権を考えよう！
- ・世界中の女性たちとともに社会を変えよう

2 図書・資料室

男女共同参画の推進に係る図書の貸出しや、行政資料の閲覧ができ、学習に関する読書相談にも応じている。また、子育て中の保護者を対象とした保育付きブックタイム事業を実施している。6年度は毎月1回実施したほか、区立図書館11館で実施し、参加者は保護者延べ101人、子ども延べ108人であった。

また、情報ライブラリーニュース「すてっぷ」を隔月に発行している。平成18年4月に創刊し、6年4月に内容を見直し、「すてっぷ+」としてリニューアルした。

〔所蔵資料〕

6年度末現在

| 種 別 | 数 量 |
|--------|----------|
| 図 書 | 13,464 冊 |
| 行政資料 | 1,622 冊 |
| 各種団体資料 | 489 種 |
| 雑 誌 | 13 誌 |
| 新 聞 | 7 紙 |

〔図書・資料室の利用状況〕

6年度

| 開館時間 | 利用登録者 | 貸出図書 | 読書相談 |
|--|-------|--------|------|
| 午前9時から午後 9時30分まで (読書相談は午後 5時まで) | 904人 | 7,669冊 | 40件 |

3 相談室

カウンセラーによる専門相談など、さまざまな相談に応じている。

〔相談室開設状況〕

6年度

| 相 談 | 相談日 (※2) | 件数(件) |
|--------------------------------------|-------------|-------|
| 総合相談 | 毎 日 | 5,633 |
| 性的マイノリティに関する相談 | 第3土 | 5 |
| 男性のための相談 | 第2火 | 15 |
| 心の相談(カウンセリング)(※1) | 月～土 | 184 |
| 配偶者等の暴力(DV)に対する 専門相談(カウンセリング)(※1) | 月・水・金 | 212 |

※1：予約制

※2：年末年始および施設点検日を除く。